

## 香川県条例第15号

### 香川県過疎地域における県税の特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する過疎地域の区域又は同号イに規定する特定市町村の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内（以下単に「産業振興促進区域内」という。）において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（省令第1条第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

（特別償却設備設置者に対する課税免除）

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るもの課税を免除する。

（1） その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものと含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業の当該取得等をした当該特別償却設備に係る固定資産の価額  
×  
当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、

当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

$$\text{本県において個人又は前号に規定する法人以外の法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得} \times \frac{\text{当該取得等をした当該特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$$

- 2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。
- 3 第1項第1号の固定資産の価額、同項第2号の従業者の数及び前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。
- 4 特別償却設備設置者に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

（畜産業等を行う個人に対する課税免除）

第3条 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人であって、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超える、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものに課税を免除する。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
(申請書の提出期限の特例)
- 2 第4条に規定する申請書の提出期限が、この条例の施行の日と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から1月を経過する日までに到来する場合にあっては、第4条の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。  
(この条例の失効)
- 3 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。  
(旧香川県過疎地域における県税の特別措置条例の失効に伴う経過措置)
- 4 適用日前に旧香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号。以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、適用日以後同項の規定がなおその効力を有するものとした場合において同項の規定の適用を受けることができる年度に限り、同項に規定する特別償却設備設置者に課する事業税を第2条第1項に規定する特別償却設備設置者に課する事業税とみなして、同項から同条第3項まで及び第4条並びに附則第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「この条例の施行の日」と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 5 適用日前に旧条例第2条第4項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者については、同項に規定する不動産取得税を第2条第4項に規定する不動産取得税とみなして、同項及び第4条並びに附則第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「この条例の施行の日」と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。